

介護給付適正化における事務処理等について

★令和元年5月31日

介護給付適正化保険者支援に係る説明会

5月31日、熊本県市町村自治会館別館において、本会主催のもと「介護給付適正化保険者支援に係る説明会」を開催し、県内市町村の介護保険担当者66名が参加した。

本説明会は、介護給付適正化業務の初任者向けとして「介護給付適正化保険者支援の概要」、「医療情報突合確認表及び縦覧点検確認情報」、「縦覧点検・サービス計画費不突合確認調整処理システム」について説明した。

介護給付適正化保険者支援の概要

まず、介護給付適正化保険者支援の概要として、熊本県の介護給付適正化プログラムの「定義」、「その効果」、「目標」を確認し、本会が実施する保険者への支援のうち費用対効果が大きい医療情報突合・縦覧点検の支援について詳細に説明した。

介護給付適正化においては、事業所から本会への請求の中から適正ではないと思われる請求を、介護保険審査支払等システムで抽出し、保険者へ提供している。

提供を受けた保険者は、本会が提供した抽出データを基に、実地指導が必要な事業所や誤請求発見等に活用できると説明した。



田尻主任

医療情報突合確認表及び縦覧点検確認情報

次に、本会独自の支援である「医療情報突合確認表及び縦覧点検確認情報」について説明した。

医療情報との突合として、介護保険利用者の医療給付（診療報酬）と介護給付（介護報酬）を突合し、「医療機関に入院中には受けることができない介護サービス等を受けていないか」、「医療と介護で同様のサービスを受けていないか」、「要介護（支援）者が受けることができない医療給付を受けていないか」などの6つの観点からの点検を行い、特に介護給付で過誤の可能性が高いものを、保険者へ“医療情報突合確認表”として提供している。

縦覧点検では、各受給者にかかる介護報酬算定の妥当性を図ることを目的に、複数月の明細書における「算定回数確認」、「サービス間・事業所間の給付の整合性確認」を行い、その中から事業所への確認の必要性が高いものについて、保険者へ“縦覧点検確認情報”として提供している旨を説明した。



阪田主査

縦覧点検・サービス計画費不突合確認 調整処理システム

最後に、縦覧点検・サービス計画費不突合確認調整処理システムによる点検の概要と、本システムを活用する場合の事務処理の流れ、スケジュール等について説明した。



清田主事

介護給付適正化の観点から、本システムを活用いただくよう保険者へお願いした。



説明会の様子

【問合せ先】

介護保険課 介護保険係

TEL : 096-365-0329

